

◆ ケアマネジャーのための情報誌 ◆

# ケアマネ SAPPORO

2012.4.1 発行

発行

一般社団法人  
札幌市介護支援専門員連絡協議会

事務局

〒001-0010  
札幌市北区北10条西4丁目1  
SCビル2F

TEL 011-792-1811  
FAX 011-792-5140

## 第75号

- P 1～2. 日本ケアマネ協会 会長 木村 隆次「ご挨拶～ケアマネジャーの役割は残るのか?～」  
P 3～4. 札幌市ケアマネ連協 会長 村山 文彦「本会設立の目的とこれからの課題」  
P 5. 札幌市からのお知らせ 1「介護給付適正化事業におけるケアプランチェックについて」  
P 6. 札幌市からのお知らせ 2「介護サービス事業所及び有料老人ホームの指定等事務の政令・中核市への権限移譲について」  
P 7. NPO法人シズネット(札幌市ケアマネ連協 初代会長) 岩見 太市「利用者に寄り添うケアマネに」  
P 8. 施設ケアマネからのメッセージ(介護老人保健施設 さっぽろ東ナーシング 支援相談員 小林政行)  
P 9. ケアマネ日誌 P 10. 区支部定例研修会のご案内

## ご 挨 拶 ～ケアマネジャーの役割は残るのか?～

一般社団法人日本介護支援専門員協会 会長 木村 隆次

本年は、2月17日に大綱を閣議決定した政府の「社会保障・税一体改革」の工程に基づき、社会保障制度全体が次のステージに向けて大きな一歩を踏み出す年になると言えます。その改革の方向性のひとつとして医療・介護サービス保障の強化があります。そのなかで1、高度急性期への医療資源集中投入などの入院医療強化 2、在宅医療の充実、地域包括ケアシステムの構築があり、どこに住んでいても、その人にとって適切な医療・介護サービスが受けられる社会へむかって改革は進みます。そのエンジンともなる包括的マネジメントの役割をケアマネジャー・在宅医療連携拠点・地域包括支援センターが担うことが期待されています。

また、介護予防・重度化予防を推進するためケアマネジメントの機能強化も項目にあります。ケアマネジャーに対する期待度が記されたといえます。

しかし、介護保険法改正の検討をするため平成22年5月31日から開催された社会保障審議会介護保険部会では、施設ケアマネジャー不要論、居宅介護支援費利用者負担導入が提案されました。

さらに平成23年10月13日に社会保障・税一体改革における介護分野の制度見直しに関する論点で居宅介護支援費利用者負担導入が再燃しました。

現時点では2度にわたり利用者負担導入阻止をしました。財源論とケアマネジャーの質の問題で提案されているのです。

私は、この二つ問題は、分けて議論するべきで質の問題は、別な場所で議論してほしいという要望をしました。

その結果、この3月からケアマネジャーの資質向上や資格制度、研修のあり方等について検討する場が国に設置され、根本的な改革の議論が行われることにな

りました。

私どもケアマネジャーも転換期を迎えています。

いま厚生労働省老健局長からケアマネジャーの役割は残るのか？と言われてています。

在宅医療担当医・看護＋介護＋リハビリ職員のチームの多職種協働が進み・エリア担当、包括払いになった場合の想定です。

私は、どのような状況になろうと介護保険制度でケアマネジャーがケアマネジメントをすることを堅持します。それには仲間が必要です。日本介護支援専門員協会に入会し、ともに戦おうではありませんか。

以下に、介護保険法改正、報酬改定で実行していただきたいことを記します。

平成23年6月に介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が可決・成立し本年4月に完全施行されます。

今回の法改正は、「医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく一体的に提供する地域包括ケアシステム」の実現に向けて、介護が必要な人も医療が必要な人も、住み慣れた地域で安心して暮らせる体制づくりに取組む視点で見直しが行われました。おおむね30分以内で駆けつけられる「日常生活圏域」（中学校区）ごとに、地域の实情にあった我がたちのサービス提供体制を構築していくことがポイント

です。

介護保険のサービスとして新たに創設されるのは、「定期巡回・随時対応サービス」と「複合型サービス」です。

また、介護予防や配食・見守り等の生活支援サービスとケアマネジメントを総合的に提供する「介護予防・日常生活支援総合事業」を導入することも可能になりました。

利用者にとっては、新しい仕組みが導入されると実際に受けられるサービスが減るのか増えるのか利用料はどのようになるのかも切実な問題であり、懸念する声も聞かれるところです。

いずれのサービスも自立支援に資するためのケアマネジメントに基づいて過不足なく提供されることが重要です。

基本的にケアマネジメントは真に必要なサービスを見極められるケアマネジャー（介護支援専門員）が多職種協働によって行うことで、給付の適正化を図ることも可能になります。

私たちケアマネジャーは、地域包括ケアシステムの核となる専門職として、自らに課せられた課題についても1つ1つクリアしていき、一層の貢献をしていきましょう。

周知事項

札幌市介護支援専門員連絡協議会

事務局からのお知らせ

## ケアマネ求人情報はじめました

本会ホームページに、ケアマネ向け求人情報の掲載をはじめました。（随時更新）

事業所からの  
掲載依頼も随時受付

※求人内容の詳細については、直接掲載事業所へお問い合わせください。  
※会員向けサイトへのログインについてはID(会員NO)とパスワードが必要です。  
IDとパスワードは、会員宛ての封筒のラベルに記載しています。  
IDは4ケタで入力してください。例：1→0001 パスワード→英語4字



<http://sapporo-cmrenkyo.jp/>

札幌 ケアマネ連協

検索

## 「一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会の設立の目的とこれからの課題」

一般社団法人札幌市介護支援連絡協議会 会長 村山 文彦

札幌市介護支援専門員連絡協議会が発足して13年目に、ついに私たちもひとり立ちをすることとなりました。法人化に関しては、前奥田龍人会長時代の組織強化検討委員会がそのビジョンを示し、その後、宮川亮一委員長を中心とした法人化検討委員会により綿密な準備がすすめられておりました。その結実としてこの度の3月2日の臨時総会により任意団体である札幌市介護支援専門員連絡協議会の解散と一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会という新法人の設立についてご承認をいただき、この「ケアマネSAPPORO」がお手元に届いているころには法人登記も終了して私たちの組織は名実ともに公的な責任のある法人となっているはずです。

これまでの私たちの活動は札幌市社会福祉協議会の支援なくして成しえなかったものであり、この場をお借りしまして、これまで私どもの活動に対し永年にわたり組織をあげてご支援をいただきました、札幌市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会の皆様に心より御礼を申し上げます。

一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会の定款に定められた当会の「目的」には「介護保険法の職能組織として、介護支援専門員の倫理を遵守し、専門的知識及び技能の研鑽に努め、その資質と社会的地位の向上を図るとともに、地域関係者との連携を密にすることで、利用者の尊厳が保持され自立支援に基づいたケアマネジメントを実践する環境を整備し、もって札幌市民の保健、医療及び福祉の増進に寄与することを目的とする。」と記されています。この目的を遂行するための活動を私たちはこれから追求して行く必要があります。

この「目的」について検討するにあたり、改めて「職能団体の役割」とはなにかということを考える機会がありました。その過程で抽出して出てきたのは、「職業倫理を遵守していく（させていく）ための取組み」、「専門的な知識や技能の向上のための取組み」、「介護支援専門員の社会的な地位の向上のための取組み」、「会員間のネットワーク、交流、ピュアカウンセリング機能」というものでした。それが4本柱となり、互いに関与し向上させていくことにより、最終的に「尊厳保持」と「自立支援」という介護保険の理念を遵守することができる介護支援専門員の環境が整うのではないかという視点です。

まさにこれらの役割を担うべき職能団体としての私たちのこれからの活動は、介護支援専門員という仕事がこの世の中から無くなってしまいうまでの間、未来永劫に続けていく必要があるといえるでしょう。

しかしながら、今般の介護保険改定論議を踏まえて、この介護支援専門員の仕事がなくなってしまうのではないかという不安感がささやかれるようになってきました。今回の議論では、「施設ケアマネ不要論」が公然と意見されたり、「医療系と介護系ケアマネとではプラン内容に格差がある」とのこれまでタブー視されていたウワサが厚生労働省側から開示されたり、「ケアプラン1割負担」の問題が再燃したりするなど、介護支援専門員は介護保険法における任用資格であることから、法の改定如何ではその立場はどのようにも変わってしまう危うさを持っており、そのことからこれらの論調が将来的

な「ケアマネ不要論」に結びつくものであると揶揄される原因となっています。

この「介護支援専門員」という仕事を守るためには、私たち自身がこのような国レベルの議論に注目し分析して、いつでも反論できる体制をとっておく「ファイティングポーズ」も必要があるのだと思います。今回のケアプランの1割負担導入に関して、単純に介護保険料の上昇抑制を考えた時に唯一の全額給付であるケアプランに着手しようとする素人判断は想定されるものですが、そのことによるデメリットは私たち当事者でなければ反論できないのも事実です。今回の18万筆もの署名活動や国会議員への働きかけなどは、一地方組織の私たちだけでは成しえないものだったでしょう。

また、介護保険法が施行されてから初めての東日本大震災の教訓から、大災害が発生すると要介護高

齢者の安否確認や福祉避難所への誘導や振り分け、臨時即応的なサービスの調整、医療情報の提供などケアマネに求められる役割は非常に大きなものであることが分かりました。しかもケアマネ自身も被災しながら、初動期からそれらの活動をこなしていく必要があります。

それらを考えると、札幌で大災害が発生した場合に、速やかに災害支援に対応するケアマネのボランティアを受入れることができる受け皿と、ネットワークを構築しておく必要があるように思っています。

私たち札幌市介護支援専門員連絡協議会は法人格をもつ組織となることができました。そこで満足するのではなく、私たちの活動目標に照らした次のステップを真剣に検討していかなくてはなりません。

## 平成23年度札幌市介護支援専門員連絡協議会臨時総会の報告

去る3月2日（金）に開催されました標記総会について、下記のとおり議案が承認されましたことをお知らせいたします。

また、総会の開催要件につきましては、総会開催定足数が402名以上（総会員数1,206名の3分の1[会則第26条]）であり、委任状・書面表決書・当日出席者の総数が926名となり有効に総会が成立しましたことを併せてお知らせいたします。

### 【議案事項】

- ・第1号 札幌市介護支援専門員連絡協議会の解散について
- ・第2号 札幌市介護支援専門員連絡協議会の残余財産の寄贈について
- ・第3号 一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会の設立時社員及び設立時理事並びに設立時監事の選任について
- ・第4号 一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会定款について

委任状664名、書面表決承認211名、不承認1名及び出席者賛成多数により全ての議案は承認されました。

※議決要件：会則第27条 出席した正会員の過半数をもって決する。

会則第28条 書面表決又は表決の委任をすることでその正会員は出席したものとみなす。

会則第9章 総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経る。

ご協力誠にありがとうございました。

# 札幌市からのお知らせ1

## 介護給付適正化事業におけるケアプランチェックについて

介護給付の適正化については、利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資することとして、各都道府県において「介護給付適正化計画」を策定し、都道府県と保険者が一体となり、その推進に取り組むこととされています。

札幌市においても北海道の「北海道介護給付適正化事業推進要綱」に基づき介護給付適正化事業（ケアプランチェック、医療情報との突合及び縦覧点検、介護給付費通知の送付、住宅改修点検事業）を実施しています。

この中で、ケアプランチェックは、介護サービスの質の向上に直結した効果が得られるものであり、札幌市においても下記のとおり平成15年度から取り組んでいます。今後もみなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

### 1 ケアプランチェックの実施方法

本市では、年度ごとに着眼点を定め、対象事業所を抽出して、ケアプラン及び居宅介護支援に関する書類の提出を依頼。その後介護保険課、区保健福祉課にて関係書類を点検、検証し、結果について口頭または文書指導を行う。

### 2 ケアプランチェックの実績

| 年度     | 着眼点  | 対象事業所数 | ケアプランチェック数 |
|--------|--|--------|------------|
| H15年度  | ・同居家族がいる場合の生活援助<br>・要支援者への特殊寝台の貸与  | 26     | 906        |
| H16年度① | ・4時間以上の訪問介護<br>・4時間以上の生活援助<br>・2人派遣による生活援助<br>・福祉用具貸与数が2ヶ月で10回以上<br>・福祉用具貸与のみ<br>・要支援者への移動用リフトの貸与<br>・要介護5への歩行補助杖の貸与 | 10     | 65         |
| H16年度② | ・軽度者へのじょくそう予防用具の貸与<br>・重度者の歩行器、歩行補助杖の貸与  | 23     | 38         |
| H16年度③ | ・重度者の歩行器、歩行補助杖の貸与<br>・軽度者への通院等乗降介助の提供<br>・軽度者への特殊寝台、移動用リフトの貸与  | 10     | 26         |
| H17年度  | ・短期入所が認定期間の半数を超えるもの<br>・重複請求の可能性のあるもの<br>・単一サービス利用の割合が高い事業所<br>・支給限度額に対する利用額割合が高い事業所                                 | 15     | 34         |
| H18年度  | ・起き上がり不可以外で特殊寝台、付属品の貸与<br>・寝返り不可以外でじょくそう予防用具の貸与<br>・寝返り不可以外で体位変換器の貸与   | 46     | 74         |
| H19年度  | ・訪問介護費のうち早朝・夜間、深夜加算算定  | 35     | 69         |
| H20年度  | ・重度者の歩行器、歩行補助杖の貸与  | 37     | 47         |
| H21年度  | ・ケアプランにおいて、アセスメントとモニタリングの内容等が適切に記録されているか   | 32     | 53         |
| H22年度  | ・高齢者住宅入居中の利用者に対するケアプラン   | 19     | 30         |
| 合 計    |  | 253    | 1342       |

### 3 平成23年度ケアプランチェックの結果

#### (1) 着眼点

軽度者における福祉用具の貸与（車椅子）について

#### (2) 対象事業所数

40事業所（41件）

#### (3) 結果の概要

主治医や福祉用具専門相談員等、利用者の状態像について適切なケアマネジメントにより、貸与の妥当性や必要性を判断することになるが、その過程が明確に記載されていないケースが散見された。

お問い合わせ 札幌市介護保険課  
TEL 011-211-2547

# 札幌市からのお知らせ 2

## 介護サービス事業所及び有料老人ホームの 指定等事務の政令・中核市への権限移譲について

介護保険サービスの事業所等の所在地が札幌市内、旭川市内及び函館市内にある場合については、次のとおりの事務がそれぞれの市に移譲されます。

### 1 移譲される事業種別及び事務の内容

|          | 移譲される事業種別   | 移譲される事務の内容  |
|----------|---|---|
| 介護保険サービス | <ul style="list-style-type: none"> <li>○指定居宅サービス事業</li> <li>○指定介護予防サービス事業</li> <li>○指定居宅介護支援事業</li> <br/> <li>○指定介護老人福祉施設</li> <li>○介護老人保健施設</li> <li>○指定介護療養型医療施設</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の指定・更新</li> <li>・事業所の変更・再開・廃止・休止</li> <li>・報告の徴収</li> <li>・改善勧告・改善命令</li> <li>・指定取消</li> <li>・指定の効力の停止</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p> |
| 有料老人ホーム  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○有料老人ホーム</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置の届出の受理</li> <li>・報告の徴収・立入検査</li> <li>・改善勧告・改善命令</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>   |

### 2 移譲の施行日

平成24年4月1日

### 3 留意事項

| <指定申請・開設許可>  | <加算に関する届出>  |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成24年4月1日に事業を開始する場合<br/>→これまでどおり北海道が窓口となります</li> <br/> <li>○平成24年4月2日以降に事業を開始する場合<br/>→札幌市が窓口となります<br/>平成24年3月中の申請等については、北海道で申請を受理しますが、申請書類等が引き継がれ、市において決定されることがあります。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年3月31日までに加算を開始及び変更する場合<br/>→これまでどおり北海道が窓口となります。</li> <br/> <li>・平成24年4月1日以降加算を開始及び変更する場合<br/>→札幌市が窓口となります。<br/>平成24年3月中は、北海道で届出を受理しますが、届出書等が引き継がれ、市において決定されることがあります。</li> </ul> |

### 4 担当窓口

|          |                 |                          |
|----------|-----------------|--------------------------|
| 介護保険サービス | <施設系>介護保険課施設指導係 | 211-2972 (4月以降は211-2551) |
|          | <居宅系>介護保険課事業指導係 | 211-2972                 |
| 有料老人ホーム  | 介護保険課施設指導係      | 211-2972 (4月以降は211-2551) |

## 『利用者に寄り添うケアマネに』

NPO法人シーズネット（札幌市ケアマネ連協初代会長）代表 岩見 太市



介護保険がスタートする前年の1999年、民間病院の医療福祉部門から札幌市社会福祉協議会に転職し、介護保険時代に社会福祉協議会が市民に果たすべき地域福祉活動業務は何か、についての政策提言と企画そして新たな組織づくりがほくに与えられた課題でした。

その時に真っ先に浮かんだのが介護保険がスタートした時に市民と介護サービスをつなぐ役割を担うケアマネの質の向上と地域福祉との結びつきの大切さを実感し、社会福祉協議会が主体になってケアマネの組織化が必要ではないかと提言し、ケアマネの連絡協議会の組織化を企画したことをなつかしく思い出します。

関係者と議論を重ねて区単位の連絡会と札幌市全体の協議会を組織化し、言い出しっぺのほくが初代会長と云う立場に置かれてしまいました。典型的なペーパーケアマネで実務経験はありませんでしたが、介護保険におけるケアマネは医療保険の医師と医事の仕事と同じで、利用者をアセスメントしてケアプランを立てる貴重な権限と力を持つ存在だと位置づけていました。

そして10年という歳月が流れ、介護保険制度そのものも、ケアマネの業務や役割も不明確になっているような侘しさを感じています。

そして今年ほく自身が71歳と言う高齢期に突入し、加えてがんと言う病気を発症して抗がん剤治療を現在受けており、余命の告知も受けていますが、言わば要支援、要介護の立場で次の3点に絞って、これだけは忘れないでケアマネの業務に従事してほしいとの願いを書かせて頂きます。

### （1）対人援助職として利用者の暮らし全体を見据えた支援をしてほしい。

人間は病気や要介護状態を抱えていながらも、自

分と言う人生全体を見つめ、現状を受容してどのような人生を送り、最期を迎えたいかが大きな悩みです。個々の利用者の方がどう生きたいのか、何が必要なのか顕在的なニーズだけではなく潜在的なニーズも含めてサービス計画を立てて頂きたい。

### （2）身体的な介護だけではなく、心の介護にも心配りをしてほしい。

ほく自身ががんを発病して一番感じたのががんという病気そのものの治療より、がんの発症に伴う精神的な苦痛、不安、悩み、苦しみでした。

精神的に落ち込んだ時一時うつ病まで発症しましたが、人間誰でも病気や要介護になった時はその状態そのものより、それに伴う心の悩みが大きいのです。

そんな苦しみを抱えながら介護を受けているのだ、という精神的な苦痛も受容して、前向きに生きる意欲を高めて頂きたいと念じています。

### （3）地域とのネットワークを活用してほしい。

ひとり暮らしの方が公的なサービスだけでは在宅の生活を維持できるケアプランは不可能に近いと思います。利用者を取り巻く人間関係、地域関係、保健医療福祉の状況などインフォーマルな関係も含めて、利用者を取り巻くネットワークを考慮したケアプランに心がけて頂きたいと思います。

いよいよ来年2013年から団塊の世代が15歳に突入し、我が札幌も本格的な高齢社会に突入すると同時に高齢単身世帯が急増します。

札幌市ケアマネ連絡協議会がリーダーシップを発揮して、要介護になったとしても個々の利用者の方々がケアマネの存在が心の拠り所になって豊かな人生が送れるようなケアマネになって頂きたいと念願しています。

特集

## 施設ケアマネからのメッセージ

## 施設ケアマネの現状と今後に期待すること

医療法人友愛会 介護老人保健施設 さっぽろ東ナーシング 支援相談員 小林 政行

今年介護保険法改正の年でもあり、昨年末から改正の動向に関心が集まっていますが、今回の改正の中心が『地域包括ケアシステム』と言う事であり、施設ケアマネも地域との連携を再認識する必要があります。

『施設ケアマネの現状と今後に期待する事』について、私自身の経験も踏まえ3つの課題が有ると感じています。

一つ目は『他職種理解』で有り、職場の方々のケアマネやケアプランへの理解度です。

施設ケアマネの仕事は施設職員にケアプランを意識させる事から始まるのが現状で、他職種のケアプランに対する意識の濃淡が、アセスメントや課題分析・評価に影響しているようです。何処かにケアプランはケアマネが作るもの、介護の専門家で当然と思っている風潮もあるようです。各々の専門職がケアプランは対象者の支援の方向性や援助の方法だけでなく、自分たちの業務の指針も内在している意識が薄いのかも知れません。大切なのは、因子や課題をケアマネ自身はもちろん、本人・家族・援助者が「ああ、そうだったのか」と、気づきのプロセスとなっていく事であり、チームケアに参加している事の自覚と当事者意識を共有する事と考えます。その意味でも『地域包括ケアシステム』への積極的な関りの中に施設職員を巻き込む事が、職員の意識変革を促す意味でも大事になるかも知れません。

二つ目は、『施設ケアマネの孤立』です。

施設ケアマネは一人で苦悩している方も多いと伺います。一つ目の『他職種理解』に起因するものも

多く、職場には、バイザーやバイジーの意識や仕組みも十分整っていない事もあり、誰に相談する事も無くバーンアウトしていく人が多いようです。施設の中に相談できる人がいないのであれば、施設の外に相談者を求める事も必要になるでしょう。この意味においても『地域包括ケアシステム』を通じて理解者を得る事に繋がる可能性があります。

三つ目は、『ケアプランの改革』に有ります。

どうしても施設ケアプランはルーチンワークを取り込んだ支援が中心となって個別性が見えにくい現状に有ります。施設内の限られた資源の活用に偏ってしまい視野の狭い物になりがちです。札幌市においてもボランティアの新しい仕組みが模索されているようですし、『開かれた施設』として地域の社会資源の有効活用をもっと積極的に受け入れる体制を整備していく必要が有るでしょう。

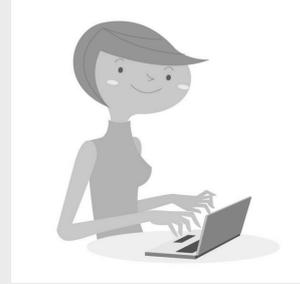
施設のケアマネが施設の外にも意識を向けていく事が益々重要であり、施設経営者・管理者・職員にも同様の意識が求められます。又、施設が『地域包括ケアシステム』の一部として機能するために、居宅ケアマネと施設ケアマネが積極的に連携する事も今まで以上に大切になるでしょう。

今回の法改正で、連携のためのインセンティブが保険点数においても認められ施設の動きにも変化が出ると予想されますが、人の琴線に響く支援を実現するために制度を上手に使う事も居宅・施設ケアマネの責務と心得ていたいものです。



# ケアマネ日誌 Vol.53

医療法人社団 豊生会  
居宅介護支援事業所 パワフルひまわり  
松川 奈津子



日頃業務に携わっている皆様、この度の介護保険制度の改正にあたり、日頃の忙しさに加え、更にご多忙の日々を送っていらっしゃる事とお察し致します。

今勤める事業所は開設してから約1年半が経ちました。私は立ち上げと同時に転職、配属となりました。その前までのケアマネ経験は1年半。今思えばよくまあ飛び込んだものだと恐ろしく思います。右は確かこっち・・くらいが分かる程度の未熟者でしたから^^;

先がどうなるか見えず、毎日が不安との戦いでした。夜中目が覚めてふと思うんです。

『このまま電話が来なかったら、どうしよう・・』と。でもそんな時、多くの人から励ましの温かい言葉を頂きました。『大丈夫だよ。』『充電中だと考えて。』『頑張ってるね。』こういった言葉にどれだけ励まされたとか。本当にみなさんに支えて頂きました。

さて話は少し変わりますが、私の事業所は大きな通りに面したマンションの1F。隣には少し大きなスーパーがあります。私の机の横は窓で、中央部だけ磨りガラスになっています。歩道を歩いている人の足元だけが見え、慣れるまでは足が気になってしょうがありませんでした。そんな時、度々通る人を発見しました。70歳前後のとても無愛想な男性。杖を使いひょこひょこ歩いています。夏はシャツ一枚にサンダル、ズボンを引きずりながら。冬には長靴を履き、ズボンの裾は片方が外に出て雪まみれ。なぜかその方がとても気に入り、見かける度に『大丈夫かなあ、転ばないかなあ・・』と思いながら、ハラハラして覗いていました。

そんなある日土曜日の半日仕事を終え、買い物するのに隣のスーパーへ寄った時のこと。なんとその男性を発見しました。何だか無性にうれしくなった私は気が付いたら彼を追っていました。カートを押して脇目も振らず歩いています。すると果物コーナーでふと消えました。え！？と思い近づいてみると、何やら下を向きうな垂れている様子。近づいてみると・・彼は試食のリンゴをひたすら食べまくっていました。そしてほぼ間食した後移動。次はお惣菜コーナーへ。そうです、試食コーナーを回っていたんです。彼は生きる手段の一つにスーパーの試食コーナーを選んでいました。その時思いました。『この人すごい！生きるってすごい！』生きるってこんなに力強く、そしてあさましい・・と。

私たちは人生の先に常に不安を抱えています。身体のこと、今後の生活のこと、お金のことetc。利用者の方であればなおさらです。しかし私は不安だからこそ力強く、そして時にはあさましく生きてほしいと願っています。不安を抱えた人と接する時はいつも勤め始めた時の自分に重なります。そしてあの勇気の湧く言葉。気がつけば私は利用者の方やご家族の方に『頑張ってますね』『大丈夫ですよ』と言っています。会話の中の言葉が、少しでもみなさんの生きる力の糧になることを信じて。



# 掲示板コーナー

定例会について、非会員の方は参加費 1 回2,000円とさせていただきます。

会員の皆様は従来どおり無料です。(所属する区支部以外への参加も無料です)

最新情報は、ホームページにてご確認願います。

## ● 中央区支部定例会

日 時 6 月開催予定

## ● 北区支部定例会

日 時 5/16前後の予定《他区支部参加可》

会 場 北区民センター

テーマ 介護保険改正について

内 容 検討中

講 師 交渉中

## ● 東区支部定例会

日 時 5/16(水) 18:30～ 《他区支部参加可》

会 場 東区民センター 大ホール

テーマ 施設や通所における楽しく効果的な集団プログラムを考える～計画目標の設定とプログラムを結びつける勘所～

内 容 通所サービス連絡会と合同研修会

講 師 キタライフ 代表 鈴木 英樹 氏

## ● 白石区支部定例会

日 時 4 月開催予定なし、5 月未定

## ● 厚別区支部定例会

日 時 未定

## ● 豊平区支部定例会

日 時 未定

## ● 清田区支部定例会

日 時 4/18(水) 18:30～20:00

会 場 清田区役所 3 F 大会議室

テーマ 介護保険改定について

内 容 講話

講 師 NPO法人シーズネット 副理事長 奥田 龍人 氏

## ● 南区支部定例会

日 時 4, 5 月は開催予定なし

## ● 西区支部定例会

日 時 6/19(火) 18:30～20:00

会 場 西区民センター

内 容 未定

講 師 未定

## ● 手稲区支部定例会

日 時 未定

### 【お問い合わせ先】

札幌市介護支援専門員連絡協議会事務局  
TEL 011-792-1811  
FAX 011-792-5140



最新情報は、ホームページ <http://sapporo-cmrenkyo.jp/> でご覧ください。

## ボランティア受入担当者研修会(第1回)

社会福祉施設等のボランティアコーディネーターとして必要とされる知識や技術を学び、他の施設職員との交流を深めることを目的とします。

日 時 6 月 21 日(木) 10:00～16:00

場 所 札幌市ボランティア研修センター第1研修室

受講料 1,000円

定 員 30名(先着順、定員になり次第締切)

講 師 札幌市社会福祉協議会ボランティアセンター職員

テーマ 「ボランティアコーディネーターの役割」

演 習 「ボランティアの受入体制・プログラム内容を考えてみよう」

申込み方法 下記申込み先まで電話またはFAXでお申込みください

## 指導者・リーダーのためのスキルアップ講座

社会福祉施設、介護保険及び自立支援サービス事業所等の指導者・リーダーの立場にある方の資質向上を図り、社会福祉実践の向上につなげることを目的とします。

日 時 6/26(火) 7/10(火) 7/24(火) 8/7(火)  
8/21(火) 9/4(火) 全6回 15:00～17:00

場 所 札幌市ボランティア研修センター第2研修室

受講料 10,000円(6回分を初回時にお支払い)

定 員 12名(先着順、定員になり次第締切)

講 師 ㈱カトリック・スタジオ代表取締役 後藤田 邦彦 氏

第1回「コミュニケーションの意味と目的について考える」

第2回「コミュニケーション能力があるとは？」

第3回「どうしたら自分を変えることができるのか」

第4回「どうしたら、怒らずに叱ることができるのか」

第5回「人を育てるということは、どういう意味があるのか」

第6回「コミュニケーションロスとチーム格差」

申込み方法 下記申込み先まで電話またはFAXでお申込みください

申込み先 札幌市社会福祉協議会ボランティア研修センター(札幌市中央区北1条西9丁目リネージュプラザ2F)

《必要事項: 研修名・氏名・性別・年齢・所属・役職・連絡先》 TEL 223-6005 FAX 261-8881